

社団法人日本海運集会所書式制定委員会
裸 傭 船 契 約 書

1 船主 _____ と傭船者 _____
2 とは以下の条項に基づき裸傭船契約を締結する。

3 第1条 本契約主要の事項は以下のとおりである。

1. 船舶の明細	船種・船名		総トン数	トン
			純トン数	トン
	船籍		資格及び船級	
	船舶番号		製造者名	
	信号符字		進水年月	
	内航許可番号		竣工年月	
	夏期積載総重量ト	約	メトリック ト	定期
	艙内載貨容積		立方 メートル	次回検査期日 中間(1)
	満載航海速力	約	ノット	中間(2)
	夏期満載喫水		メートル	1日当たりの 燃料消費量 重油 約 トン ディーゼル油 約 トン
機関の種類				
公示出力		馬力 キロワット	荷役設備	
2. 傭船期間	本船引渡しの日より向こう _____ 間。ただし、 _____ 日を超えない範囲内にて伸縮傭船者の任意			
3. 引渡し期日	より _____ まで	4. 解約期日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 午後5時 (第3条参照)	
5. 引渡し場所	港 _____ 港間	6. 返船場所	港 _____ 港間	
7. 通知義務	船主は、引渡し場所及び予定日を _____ 日前までに、また傭船者は、返船場所及び予定日を _____ 日前までに相手方に通知のこと。その後に変更があるときは、直ちに相手方に通知のこと。			
8. 航行区域				
9. 傭船料 支払場所・方法 (第5条参照)	1暦月間金 _____ 円。毎月 _____ 日までに _____ 銀行 支店 _____ 名義の _____ 口座 _____ に前払いのこと。			
10. 保険表示 (第10条参照)	1. 船舶 保険金額 金 _____ 円 1. 填補の範囲 保険金額 金 _____ 円 1. 船費 保険金額 金 _____ 円 保険金額 金 _____ 円			
11. 仲介手数料		12. 仲裁地	_____ (「東京」又は神戸を指定のこと) (第18条参照)	
13. 特約条項				

32 第2条〔堪航能力〕

- 33 1. 船主は、本船引渡しの際、本船が船体堅牢強固、機関完全で設備及び法定属具を備え、航海に支障のないこと
- 34 を保証し、傭船者は、本契約期間満了の際、本船引渡し当時の原状で船主に返船しなければならない。
- 35 2. 傭船者は、その補充した属具に関しては、船主に何らの請求をすることができない。
- 36 3. 傭船者は、船体、機関並びに各部の属具備品でその使用により当然生じた磨損に関しては、賠償の責めを負わ
- 37 ない。

38 第3条〔解約〕

- 39 1. 船主が第1条4欄表示の日時までに本船の引渡し準備を整頓しないときは、傭船者は本契約を解約することが
- 40 できる。
- 41 2. 本船の引渡し準備が同日時を越えて遅延することが明らかになったときは、船主は改めて傭船者に対し新たな
- 42 引渡し予定日を通知し、本契約を解約するか否かを問い合せるものとする。
- 43 3. 傭船者は、第2項の通知を受けた日から起算して7日（日曜日・休日を含む）以内に本契約を解約するか否か
- 44 を船主に通知するものとする。傭船者が7日以内に通知しないときは、船主の通知した引渡し予定日から起算し
- 45 て7日目（日曜日・休日を含む）の午後5時を新たな解約期日とする。

46 第4条〔受渡し時の船底検査〕

- 47 1. 本船引渡しの際は船主、返船の際は傭船者においてそれぞれ自己の費用により船底検査を行う。引渡しの際の
- 48 検査に要した時間は傭船期間に含めず、返船の際の検査時間は傭船期間に算入する。
- 49 2. 検査の結果損傷があったときは、その修理に要した一切の費用及び時間は船底検査を行う者がこれを負担す
- 50 る。

51 第5条〔1か月未満の傭船料計算方法〕

- 52 1. 1か月に満たない期間の傭船料は、その使用した月の日数により日割計算とし、1日（24時間）未満の端数は
- 53 時間割を以て計算する。
- 54 2. 第12条の場合において傭船料の返還を要するときは、船主は前項に準じて精算する。

55 第6条〔航行及び貨物に関する制限〕

- 56 1. 傭船者は、本船の運航及び貨物の輸送に当たっては、法令又は条約を遵守しなければならない。
- 57 2. 傭船者は、本船を第1条8欄に規定する航行区域外又は戦争、変乱の地に使用しようとする場合は、あらかじめ
- 58 船主の承諾を得なければならない。

59 第7条〔船員〕

60 船員の任免、指揮及び監督は傭船者がこれを行う。

61 第8条〔設備改造〕

62 傭船者は、船主の承諾を得て、自己の費用で本船内に本船使用上必要な設備改造をなすことができる。ただし、

63 返船の際船主の要求がある場合には、傭船者は、これを原状に復さなければならない。

64 第9条〔修繕、検査及び諸費用〕

- 65 1. 傭船者は、本契約期間中における本船の定期検査、中間検査及び臨時検査（以下「法定検査」という）修繕、
- 66 運航及び船員に関する諸費用その他本船使用並びに保守保全に必要な一切の費用を負担しなければならない。
- 67 2. 前項の諸業務に要した時間は、本契約期間に算入する。
- 68 3. 傭船者は、本契約期間中に期日が到来する本船の法定検査を受ける義務があり、法定検査の期日を本契約期間
- 69 満了後に延期した場合においても、傭船者が契約期間中行うはずであった法定検査の費用を負担し、その期間に
- 70 対し傭船料相当額を支払わなければならない。検査の結果修繕が必要となったときは、傭船者は指定の修繕を行
- 71 い、その費用を負担すると共にその期間に対し傭船料相当額を支払わなければならない。
- 72 4. 法定検査並びに工事施工の場合には、場所、期日及び方法等につき、あらかじめ傭船者より船主に通知するも
- 73 のとする。

74 **第10条【保険】**

- 75 1. 傭船者は、本船に対し自己の費用をもって、船主を保険金受取人とする第1条10欄に表示の保険契約を締結し、
76 本契約期間中有効に存続させなければならない。
- 77 2. 前項の規定にかかわらず、傭船者は全損以外の損害については、自らを保険金受取人とすることができる。
- 78 3. 傭船者は、本条第1項の保険契約を締結した後は、その保険証券を遅滞なく船主に交付しなければならない。
- 79 4. 傭船者は、本船運航上第三者に与えた損害に関してはその責任を負わなければならない。
- 80 傭船者は、自己の費用をもって、本船のP & I危険につき船主及び傭船者を共同被保険者として保険契約を締
81 結し、P Iクラブの発行する保険契約承諾証を船主に交付するものとする。
- 82 5. 船主の責めに帰すことができない原因によって生じた本船の滅失、損傷、責任その他で保険契約（P I保険を
83 含む）により填補されないものがあるときは、傭船者が復旧又は負担しなければならない。

84 **第11条【消耗品、保険料、トン税の譲渡】**

- 85 1. 引渡し時並びに返船時における未開封消耗品、食料品及び未使用の潤滑油並びに燃料、飲罐水の残存量は、当
86 事者協議の上で価格を決定し、それぞれ傭船者及び船主において買取るものとする。
- 87 2. 本船の未経過保険料及び残存トン税を利用する場合は、日割をもって計算する。

88 **第12条【使用不能】**

- 89 1. 本傭船期間中、本船が60日以上行方不明となったときは、最後の存在の時をもって本契約は終了する。
- 90 2. 本契約期間中、本船が沈没、火災、坐礁、衝突、船体・機関の破損その他の事由により全損若しくは修
91 繕不能となったときは、その事故発生の時をもって本契約は終了する。

92 **第13条【共同海損】**

- 93 1. 共同海損は1994年のヨーク・アントワープ規則又はその後に変更された同規則によって処理する。
- 94 2. 裸傭船料は共同海損を分担しない。

95 **第14条【売却、譲渡又は抵当権の設定】**

- 96 船主は、傭船者の承諾を得なければ、本契約期間中本船を第三者に売却、譲渡し又は抵当権を設定するこ
97 きない。

98 **第15条【再裸傭船】**

- 99 傭船者は、船主の承諾を得なければ、本船を第三者に再裸傭船することができない。

100 **第16条【強制使用】**

- 101 1. 本船が政府その他権限ある機関の命令により強制使用されたときは、受命者は遅滞なくこれを相手方に通知し、
102 傭船者の名義、責任、計算においてこれに応じる。
- 103 この強制使用期間は本契約期間に算入する。
- 104 2. 強制使用によって保険契約（P I保険を含む）が解約又は効力を失った場合、その時以後に生じた本船の滅失、
105 損傷、責任その他に対する傭船者の責任は、政府又は権限ある機関の補償をもって限度とする。

106 **第17条【契約違反】**

- 107 1. 本契約に違反した者は、よって生じる一切の損害金を相手方に支払わなければならない。
- 108 2. 前項の契約違反が当事者の故意若しくは重大な過失に基づく場合、又は傭船料がその支払期日を4日（日曜日・
109 休日・銀行休業日を除く）経過しても支払われないときには、相手方は何らの催告もしないで直ちに本契約を解
110 約することができる。

111 **第18条【仲裁】**

- 112 1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は第1条12欄表示の地における社団法人日本海運集
113 会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
- 114 2. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲
115 裁規則による。

116 本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上互に1通を保有する。

117 年 月 日 において作成する。

118 船主 備船者

119 仲介人

SAMPLE